

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	最上中央公園	指定管理者	一般財団法人新庄市スポーツ協会
所在地	山形県新庄市金沢字沖 地内	県担当課	最上総合支庁建設部道路計画課
指定期間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	(電話番号)	(0233 — 29 — 1402)
検証期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

検証項目		指定管理者による自己検証		県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運営業務の履行状況					
① 管理・運営業務の履行状況	管理運営業務は当初の事業計画どおりある程度実施できたと思う。	評 価	≪評価の理由≫ 前年度に引き続き、公園施設を管理する知識・経験等を活用して、適時的確な緑地管理、屋内施設の機能維持などに努めており、概ね適正に管理・運営業務が実施されている。		
		B			
② 管理・運営上の課題、問題点（改善すべきこと）	各種の定期点検結果を受けて、施設、設備に経年劣化に因ると思われる不具合等があり、それに伴う修繕費等の経費増が想定される。 また、園内が広範囲であるため防犯上の観点からも要所に防犯カメラの設置が必要ではないかと思う。	≪課題等の原因分析≫ 施設の経年劣化により、今後更なる修繕箇所の増加が見込まれる。また、製造中止またはメーカー推奨の交換周期の部品については、随時更新する必要がある。			
課題、問題点への今後の対応	定期点検結果等を受けて、修繕が必要になる（運動・管理・用具）施設に関しては、早期に修繕するよう予算要求を行い実施するとともに、公園施設長寿命化計画等に基づいて、適正かつ効果的に更新・修繕を図る必要がある。 なお、防犯カメラについては令和7年度に設置予定である。				
2 利用者からの要望等への対応					
① 意見・要望等及びその対応状況	今年度は、例年より雪解けが早く、芝、雑草の生育が早かったこともあり、芝生広場の草刈の要請が数回あったが、極力対応する旨伝え理解を得て利用していた。 前期調整会議の際、前期（4～10月）は参加団体が少ないため会議は必要ないのではないかと提案があった。	評 価	≪評価の理由≫ 利用者からの意見を真摯に受け止め、早急に対応しており、利用者が安心かつ安全に利用できるよう努めている。		
		B			
意見・要望等への今後の対応	施設利用者の安心安全を確保するとともに、利便性を向上させ、利用者数の増加に努める。 また、利用者から提案のあった前期調整会議の対面開催の省略については、紙面、メール等での補完を要件に省略していく。				
3 指定管理者制度活用の効果					
① サービスの向上	熱中症対策として、フィールドの換気、水分補給の声掛け等を行い利用者の安全管理に務めた。また、ホームページを活用し公園利用者が必要とする施設の概要や、利用促進に繋がるイベント情報を提供している。	評 価	≪評価の理由≫ 熱中症に関する注意喚起、対策を適正に実施していること、及び、利用者拡大を図るためホームページを活用し迅速な情報発信を図ったことは評価される。		
		B			
② 経費の節減	エネルギーが高騰している為、エアコンの設定温度に留意した。また、照明機器の節電調整を実施し、夏場から冬期間の電力需要増加防止につとめた。裏紙使用を促進し、ゴミの減量、経費削減に努めた。	評 価	≪評価の理由≫ 夏場の熱中症防止を考慮したエアコンの温度設定、照明器具の節電調整等電力使用量抑制に努めたこと、及び、各種経費削減等に努めたことは評価される。		
		B			
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	音楽イベントの開催、記念祝賀会の会場等に利用していただき、県内外から多くの方々が来館し盛況であった。また、新庄雪まつりの開催においては、青年会議所と連携を取り開催会場として貢献できたと思う。 施設の整備、保守点検は地元業者を活用して雇用の確保への配慮を行っている。	評 価	≪評価の理由≫ 継続的な地域・団体との連携や活性化に寄与し、雇用確保にも配慮がなされており、概ね適正と評価される。		
		B			
総合的な評価		・ 地域又は団体と連携したイベント開催、指定管理者の自主事業により、施設活用が図られた。 ・ 節電対策の実施について、夏場の熱中症防止を考慮しながら電力使用量を抑える努力が見られる。 ・ 有料利用者数及び無料利用者数を増加させる対策の検討等が求められる。			

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B：概ね適正に実施されている。
- C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注1）検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。

注2）県（施設所管課）による評価・検証については、具体的な事例や数値により、評価した点を分かりやすく記載すること。